

○厚生労働省令第十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後		改 正 前	
		(指定薬物)		(指定薬物)	
第一條	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。	第一條	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。	第一條	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。
類	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）
二百九十七	～三百四十八	（略）	（略）	（略）	（略）
二百九十六	N—メチル—N—プロピルトリピタミン及びその塩 類	（略）	（略）	（新設）	（新設）
二百九十五	～二百九十五	（略）	（略）	（略）	（略）
二百八十九	～五百一ニトロ—二—（四—プロポキシベンジル）—二— 及びその塩類	（略）	（略）	（新設）	（新設）
二百九十四	～三百四十五	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。